

# 農産物規格・検査に関する懇談会（第2回）

# 農産物規格・検査に関する懇談会（第2回）

日時： 平成31年2月25日（月）

会場： 農林水産省第3特別会議室

時間： 午後2時00分～午後4時19分

## 議事次第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 事
  - (1) 農産物規格・検査の見直しに関する意見と論点
  - (2) 意見交換
  - (3) その他
- 4 閉 会

### 配付資料

#### 議事次第

農産物規格・検査に関する懇談会委員名簿

農産物規格・検査に関する懇談会（第2回）【座席表】

資料1 農産物規格・検査の見直しに関する意見と論点

資料2 齋藤委員提出資料

資料3 山本委員提出資料

参 考 消費者委員会食品表示部会資料（平成25年8月）

### 出席委員

座 長 高 木 賢 弁護士、公立大学法人高崎経済大学理事長

委員	市川和弥	株式会社大戸屋ホールディングス購買部部長代理
委員	大谷正美	わらべや日洋株式会社取締役執行役員購買部長
委員	齋藤一志	公益社団法人日本農業法人協会副会長
委員	夏目智子	特定非営利活動法人ふぁみりあネット理事長
委員	三橋美幸	全国米穀販売事業共済協同組合副理事長 株式会社ミツハシ代表取締役会長兼CEO
委員	森雅彦	日本生活協同組合連合会商品本部農畜産部 特別商品グループマネージャー
委員	山本貞郎	全国農業協同組合連合会米穀部長

午後2時00分 開会

○検査物課課長補佐 定刻となりましたので、ただいまから第2回農産物規格・検査に関する懇談会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しいところご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

開会に当たりまして、堺田穀物課長から一言ご挨拶申し上げます。

○堺田穀物課長 委員の皆様、ご苦労さまでございます。本来であれば天羽政策統括官から冒頭のご挨拶を申し上げるところでございますが、現在、急な用務に対応しておりますので、代わって穀物課、堺田がご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、第1回に引き続きまして、大変お忙しい中ご出席をいただきまして感謝を申し上げます。本日は、先般1月28日の第1回で委員の皆様方からいただいたご意見を踏まえ、論点ごとに現状や現場の声を整理した資料を準備いたしております。論点としては大きく2つあるかと考えております。1つは現行の農産物規格・検査に関する論点、それからもう一つは、米流通の現状を踏まえた農産物規格・検査と関連する各種制度に関する論点でございます。これらについて委員の皆様方のご意見、ご知見、ご経験に基づき見直しの方向性に関してご議論を頂戴したいと思っております。

また、本日は前回も議論になりました穀粒判別器の実演につきまして、冒頭の時間をおかりしまして、ここでご紹介をさせていただきたいと思っております。

全体を通じまして、委員の皆様方からの忌憚ないご意見、活発なご議論をお願いいたしまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○検査物課課長補佐 恐れ入りますが、カメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。配付資料一覧にございますように、議事次第、委員名簿、座席表、資料1、資料2、資料3、参考としまして2点配付させていただきます。不足などございましたら、会議の途中でも結構ですので、事務局までお申し付けいただきたいと思います。

次に、委員の出欠の状況についてですが、本日は全ての委員の皆様にご出席いただいております。また、農林水産省からの出席者につきましては、座席表でご確認いただきますようお願いいたします。

本懇談会は公開で行います。事前に本日の傍聴を希望される方を公募しまして、約30名の方

が傍聴されております。

それでは、本会議の座長であります高木委員に議事進行をお願いいたします。

○高木座長 それでは、次第に沿いまして進行いたしますので、ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

前回、事務局からペーパーで穀粒判別器の説明がありました。それから、ただいまも課長から話がありましたけれども、実際どのようなものなのか紙の上ではよくわかりませんので、実演の準備を農林水産省でしているとのことでございます。新型の穀粒判別器の機器メーカーは3社あるとのことございまして、そこにご協力をいただいて実演していただいて、皆様方の参考に供したいとのことでございます。それから、現行の目視による検査についても実演をするとのことですので、ご覧をいただきたいと思ひます。その後、議事次第にありますように見直しに関する意見と論点等々あるいは委員各位から関連してご説明があることについて説明を受けたりして、議事を進めてまいりたいと思ひます。

それでは、まず現行検査の手順の説明からお願いいたします。

○小暮企画官 穀物課農産物検査班で農産物検査を担当しております小暮と申します。私のほうから現行の検査の手順につきましてご説明をさせていただきます。

まず、検査に当たりまして、試料の採取を行います。試料につきましては、紙袋に包装されました農産物の検査に当たりましては、標準抽出方法がございまして、これは告示でございまして、この告示に基づきまして受検ロットの大きさに従いまして抽出個数を決定し、無作為に試料を採取いたします。例えば受検ロットの大きさが50袋の時は、抽出個数は15になります。この数を受検ロットの中からこのような穀刺しと申しておりますが、このようなものを使って試料を採取いたします。採取した試料につきましては、このような黒いカルトンにとって目視で検査を行います。

検査の手順につきましては、まず、種類、銘柄、異物、形質、死米、着色、被害粒、異種穀粒、水分の順で行います。種類、銘柄につきましては、生産者の方から提出されました営農計画書などの生産関連情報と目視によりまして鑑定で判定をいたします。異物につきましては、草の種などの異物の混入率を判定いたします。また、土砂やこれに類するものとしまして、石、ガラス片、金属片、プラスチック片などは混入してはならないとされております。また、混入率が多い場合など鑑定だけでは判断がしづらい場合には、分析と申しておりますが、一粒一粒手よりをして、その選別した粒をはかりで計って重量比を求めます。

続きまして、形質でございまして、形質につきましては、粒ぞろい、充実度、心白、乳白の混

入の程度などをこのような標準品の写真がございませう。このようなものと比較鑑定をしながら等級の判定を行います。

続いて、死米、着色、被害粒、異種穀粒でございませう。これにつきましても、それぞれの項目につきまして混入の割合を判定していきませう。着色粒につきましては黒い斑点ですので、このような白いカルトンを使って色の程度を見ていきませう。また、胴割粒につきましては、鑑定だけでは判断がしづらい時には、このような簡単なものですが、胴割れの穀粒透視器と申しておりますが、このようなものを使って胴割れの程度、また、混入率などを見ていきませう。これらにつきましても、鑑定だけでは判断がしづらいという場合には、分析と申しておりますが、手よりをして重量比を求めていくこととしております。

続いて、水分でございませうが、水分はこのような電気水分計を使って現場では水分を計測しております。これも複数回測定をして、その平均値をとるようにしております。これらの項目ごとの検査が終わった後、各項目の等級の判定の結果、最も低く判定した等級が決定等級となっております。以上が検査の手順でございませう。

また、1点当たりの所要時間でございませうが、鑑定のみであれば1分もかからずに判定ができるところでございませうが、分析をして混入率を求めていくこととなりますと、約15分から20分程度かかってまいります。

私のほうからの説明は以上でございませう。

○内田米麦流通加工対策室長 続きまして、新型穀粒判別器の実現でございませうけれども、その前に私のほうからどのような規格が新型穀粒判別器で測定できるかについて、資料1をもとに少しご説明をさせていただければと思ひませう。

資料1の5ページをお開きください。

穀粒判別器についての資料でございませう。一番上のところに第1回懇談会でのご意見で、穀粒判別器は全ての規格の項目が精度よく測定できるのかとのお話もございませう。具体的には中段以降でございませうけれども、3のところに規格と穀粒判別器による測定項目を記載してございませう。先程ご説明がありましたけれども、規格についてはいろいろな項目があるところでございませう。このうち真ん中の太枠で囲ってございませう死米、着色粒、これが穀粒判別器で測定できるところでございませう。加えて、その左隣に計がございませう。こちらにつきましては、下の方に矢印がございませうけれども、計には発芽粒、病害粒、胴割粒、茶米、碎粒などの損傷を受けた粒である被害粒、それから、死米、着色粒、異種穀粒及び異物、これらを合わせた合計値が計となります。このうち被害粒に含まれます胴割粒あるいは碎粒、これにつきましても

測定でき、実際には胴割粒、砕粒、死米、着色粒、この4つが測定可能な形になってございます。

また、表の上に注と書いてございますけれども、規格と数値が設定されていない白未熟粒、これにつきましても測定が可能な形になってございます。これ以外の項目であります整粒ですとか形質あるいは右の方でございます異種穀粒、異物、これらにつきましては、仮に新型穀粒判別器を導入したとしても、引き続き検査員の目視による鑑定を行う形になっておりますので、機器と目視を合わせた形で鑑定を行う形になります。

また、整粒、これは非常に重視される項目でございますけれども、こちらにつきましては、被害粒ですとか、あるいは未熟粒などを除いたものになりますけれども、機器では未熟粒を測定することが難しいものもございますから、整粒につきましては高い精度で測定することが困難のため、新型穀粒判別器では的確に測定できる項目とはなっていない状況でございます。

それでは、新型穀粒判別器の実演につきまして、よろしく願いいたします。

○株式会社ケット科学研究所 それでは、新型穀粒判別器の説明をさせていただきます。私どもは株式会社ケット科学研究所と申します。よろしく願いいたします。

ケット科学研究所の最新型穀粒判別器の開発コンセプトといたしましては、1980年の約40年前にまず第1世代目の穀粒判別器を開発いたしまして、現在まで第5世代目の穀粒判別器になります。その時にお客様からいろいろなご意見、ご指導をいただきながら、我が社の技術を使って、とにかく新しい機器につきましては、壊れにくく本体が汚れない機器として開発いたしました。

今ちょっと作業をしておりますが、このような形でトレイに載せたサンプルを本体に差し込むだけで実際に測定結果が表示されます。測定原理といたしましては、本体に内蔵されました64個のLEDと、世界で初めて測定器としましてはLCDを光源に用いまして、実際に反射の光と透過の光、あともう一つ、透過光からもう一つスポットの光を出すことによりまして胴割れを検出する3つの光を用いて、それを高解像度のカメラで撮像して測定結果を表示いたします。測定結果につきましては、本体にSDカードが内蔵されておりますので、そちらに記録することもできますし、あるいはパソコンにデータを表示することも、画像を表示することも可能となっております。実際にこのようなトレイを使うことで、本体をとにかく汚さない、とにかく壊れにくい構造を用いております。

これでケット科学研究所の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○株式会社サタケ それでは、株式会社サタケです。

こちらがサタケの穀粒判別器になります。まず、ご覧のとおりコンパクトで軽量ですので、使用したい場所に持ち運んで測定することが可能となっています。

次に、測定の仕組みですが、このような窪みの付いた円盤が本体に内蔵されています。裏面には透明なプラスチックが張り合わされた構造となっております。この円盤がこのように回転しながら、この窪みの部分に玄米を1粒ずつ整列していきます。そして、こちらのほうが内蔵されているイメージセンサになります。このセンサとこの円盤がこのような位置関係になっておりまして、整列させたお米がセンサを通過する際に、こちらのセンサで上からと下から、そして、側面からの3方向から画像を撮るような流れとなっております。そして、その画像から玄米の外観品質を判定する仕組みとなっております。

では、実際に測定してみます。お願いします。

玄米を投入して測定ボタンを押すだけという簡単な操作になっています。先程の説明の画像を撮り終えた玄米は、このように順次排出口から排出されていきます。所定の玄米1,000粒を約35秒で測定することができます。測定が終わりますと、測定結果がこちらのタッチパネル画面に表示され、なおかつ内蔵プリンタでプリントアウトされます。今、プリントアウト中です。測定で得られた玄米の画像は、こちらの本体に保存することも可能です。また、USBやWiFiに接続することでパソコンやタブレット端末と連携して測定データや画像データの保存とか蓄積も可能となっています。

簡単ではございますが、以上がサタケの穀粒判別器の概略説明となります。ありがとうございました。

○静岡製機株式会社 それでは、静岡製機株式会社の穀粒判別器について説明させていただきます。

弊社の開発のコンセプトとしまして、測定時間が短いところにちょっと重きを置きまして開発のほうを進めてきております。そのため、ちょっとがたい的には少し大き目な形となっております。これはやはり検査現場において検査員さんが鑑定する数が非常に多くございますので、それになるべく見合った形の測定時間になるようにと重点を置いて開発してきております。したがって、測定時間は約5秒で結果の表示・印字が得られるようになっております。

それでは、測定手順について説明させていただきます。まず、カルトンに載っているお米を上投入口に投入します。それで、モニターの横に測定ボタンがありますので、これを押します。そうすると、今、がちゃんと音がしましたけれども、内部構造的には色彩選別機の構造をちょっと応用しておりまして、中に溝を切つてある滑り台があります。そこをお米が整列して



流れ落ちてきます。その先にカメラでお米を一粒ずつ撮影しまして、画像処理によって結果を判定させるような構成になっております。

ちょっと時間が短かったので、もう一回測定してみますけれども、お米を投入してボタンを押して、このぐらいの時間で測定が可能です。終わったお米は最終的には下の排出ケースに回収されるような構造になっております。

以上で静岡製機からの説明を終わります。ありがとうございました。

○内田米麦流通加工対策室長 すみません。補足いたしますけれども、今、同一サンプルをそれぞれの3社の機械ではかっていただきましたので、測定結果につきましては、そろえたもののコピーをとって委員の方々にお配りさせていただきますので、そちらについてはしばらくお待ちください。

○高木座長 それでは、今の実演につきましてご質問なりがありましたらお願いいたします。

○夏目委員 すみません。この新しい判別器を導入するに当たってはコストというのがとても大事かと思ひまして、3社のそれぞれコストを聞いてはいけないでしょうか。

○内田米麦流通加工対策室長 それぞれの価格はお答えできますか。

○株式会社ケット科学研究所 ケットは58万円で販売しております。

○株式会社サタケ サタケはこの検査機用の穀粒判別器そのものではないですけども、ほぼ同等の仕様のもので小売価格65万円で販売しております。

○静岡製機株式会社 静岡製機に関しては、今のところ価格は未定となっております。

○高木座長 つまり売っていないということ。

○静岡製機株式会社 まだ売っていないです。

○大谷委員 すみません。各社さんのばらつきはこの後、表でされるのかなと思いますけれども、それぞれの会社さんにおける繰り返しのばらつき、例えばケットさんであれば、10回やったら10回とも同じ数字が出てくるのか、一部のものにアローアンスがあるのかお聞きしたいなと思います。それぞれの会社さんで。

○株式会社ケット科学研究所 具体的に今、例えばこういうお米を測定して、例えば同じものの胴割れを10回はかってみて、このぐらいの幅におさまりますと、なかなか数字自体はちょっと細かい数字を申し上げることはできないですけども、必要であればお出しすることも可能かと思ひますけれども、今までの穀粒判別器に比べましたら圧倒的に繰り返しの再現性というものはいいように結果が出ております。

○株式会社サタケ 弊社のほうも従来型の、旧型の穀粒判別器に比べて性能はぐんとアップし

ていますが、ちょっと今現在、数値はうろ覚えのところもございますので、ご要望があれば後日提出することは可能です。

○静岡製機株式会社 静岡製機も同じような回答になってしまいますけれども、旧型の穀粒判別器に比べて少し向上しているというような形にはなりますけれども、実際にいくつかの数字というのは、ここで答えすることはちょっとできないです。

○高木座長 それでは、今のデモンストレーションの測定結果、まだ時間がかかっておりますので、少し先に進めさせていただきたいと思います。

資料が配られておりますので、資料1について事務局から説明をお願いしたいと思います。

○内田米麦流通加工対策室長 資料1、農産物規格・検査の見直しに関する意見と論点というものでございます。

まず、1枚めくっていただきまして目次をご覧ください。この資料の構成といたしまして、第1回の懇談会におけます委員の皆様のご意見、それから、その意見を踏まえて2つの論点を挙げてございますけれども、現行の農産物規格・検査に関する論点ということで5つの項目を掲げてございます。それから、3といたしまして米流通の現状を踏まえた各種制度に関する論点ということで、こちらに書いてあるような論点があるかというふうに考えてございます。

2ページ目、3ページ目をお開きください。

第1回懇談会におけます意見ということで、それぞれの委員からご発言いただいた意見を並べてございます。こちらにつきましては、論点ごとの説明ペーパーが後ほどございますので、そちらのほうでご紹介をさせていただきます。

なお、3ページ目の一番下でございます全般に関するご意見ということで、見直しに当たっては、消費者の信頼を得ることあるいは消費者にメリットのないコストの発生を避けること等々ご意見をいただいておりますので、こういったことも踏まえてご検討いただければというふうに思っております。

それでは、続きまして、2の現行の農産物規格・検査に関する論点ということでございます。

5ページ目の穀粒判別器につきましては先ほど少しご説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

続きまして、6ページ目でございます。規格の項目の追加についてということで、第1回懇談会におきましては、規格に胴割粒などの項目を追加するなど、検査コストに考慮しつつ検討してもよいのではないかとといったご意見もございました。これに関連いたしまして、第1回の懇談会でもアンケートを出させていただきましたけれども、この中で実需・流通サイドが主に

重視する規格項目ということで、米穀卸売事業者・精米工場、米穀小売事業者、それから、食品製造事業者（炊飯業者）の方々が米の規格において主に重視する項目は何かということで、複数回答でお答えいただいたものを掲げてございます。この中で赤く囲ったところは回答が多い上位3つの項目というものでございますけれども、整粒、それから、着色粒などとともに胴割粒についても重視するという回答が多かったという状況でございます。

また、下のほうにつきましては、整粒の歩留まりに大きく影響する玄米品質等の項目ということで、この中では胴割粒が最も多い回答があったといった状況でございます。こういったことも踏まえながら、第1回目にいただきました胴割粒の追加に関するご意見ですとか、ほかの項目の追加、あるいは逆にこういったものも今の状況では必要なくなっているのを削減してはどうか、そういったことも含めてご意見をこの項目ではいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、3つ目の項目でございますけれども、着色粒の基準についてということでございます。

1のところでございますけれども、懇談会でのご意見ということで、現行の規格より厳格に運用してもクレームが出る。色彩選別機でも全部除けないといった状況もあるということで、消費者の意見を踏まえ検討すべきといったご意見ですとか、あるいは緩和すると農家は農薬を使用しなくなり、混入割合が多くなることにつながるだろう。現場で出回っている色彩選別機の精度なども考慮して検討してほしいといったご意見がございました。

2のところの現場の声ということで書いてございますけれども、1回目にお出しさせていただきましたアンケートにつきましては、さまざまなセクターの方々から、1つは現状のままでよいといったご回答も多くいただいているといったところでございます。一方で、生産者の方あるいは行政の方、検査機関の方、こういったところでは緩和すべきといったご意見も一定程度あります。他方、実需・流通サイドのほうにおきましては厳しくすべきといったご回答もいただいているということで、さまざまなご意見があるといった状況になってございます。

それから、2つ目の丸に書いてございますけれども、農業法人からヒアリングしたところということで、例えば2等であれば価格が安くなるといったこともあるものですから、着色粒の混入により2等となった玄米を指定して購入する卸売事業者も見受けられるといった声や、あるいは中食・外食事業者からヒアリングをしたところでは、2等以上であれば問題なく使用できるといったことで、あくまでもこれは一部のご意見という形になりますけれども、こういったご意見もあるといった状況でございます。

それから、3つ目の丸でございますけれども、これは地方自治法に基づく意見書ということで、自治体の議会のほうからご意見をいただいている中で平成27年度から30年度に農産物検査の見直しに関して9件ほどご意見をいただいております。そのうち8件におきましては、着色粒の規格の廃止や見直しを求める意見が含まれているということで、一つ事例を記載させていただいておりますけれども、着色粒に関する見直しを求める声もあるといった状況でございます。

こうした中で、現行の規格におきましては昭和49年に設定して、今は1等0.1%、2等0.3%と、こういった状況になっているというところでございますけれども、その次、8ページ目をご覧ください。

着色粒の発生防止及び除去の取組ということで、生産段階あるいは流通段階でどのような取組が行われているかということで記載をしたものでございます。左のほうは生産段階ということで、圃場段階におきましては農薬等を散布してカメムシの防除等の取組をされているといった状況がございますし、また、その下のほうでございますけれども、乾燥調製ということで、カントリーエレベーター等におきましては色彩選別機を導入して着色粒を除去しているといった取組が行われてございます。

前回、出回っている色彩選別機の精度といったお話もございましたものですから、主要なメーカーに聞き取ったところでございますけれども、生産者、個々の農業者、法人等におかれましては、カラーカメラの機種が発売された2010年以降に色彩選別機の導入が進められてきているということで、まだ少し新しいところはございますけれども、そういった状況になってございますし、また、カントリーエレベーター、こちらにつきましては、大体7割ぐらいが色彩選別機を導入しているといった状況でございますけれども、この中では比較的精度が劣りますモノクロカメラというものが約6割、それから、カラーカメラというものが約4割といった導入実態になっているといったところでございます。

右の方に移りますけれども、こういった調製を経て農産物検査が行われまして、その後、精米事業者のほうに届いた段階でまた色彩選別機によって着色粒を除去されるといったことが行われております。こちらのほうにつきましては、どのような機器が導入されているかといった実態については、誠に申しわけございませんけれども把握できていないといった状況でございますけれども、こういった形で生産段階、それから、流通段階、それぞれで取組が行われているといった実態でございます。

続きまして、9ページ目、検査関係事務の効率化という論点についてでございます。こちら

につきましては、第1回の懇談会におきまして提出物が非常に多く、また、報告義務が厳しいといったご指摘をいただいております。また、現場の声のほうでは、登録検査機関の約5割が事務の簡素化を望んでいるといったアンケート結果もございます。

そういった中で、現状ということで3のところにご説明をさせていただきますけれども、下の方に検査結果の報告事項及び期日といった表がございます。まず、米穀、麦及び大豆につきましては、報告事項ということで右の方でございますけれども、農産物の数量、種類、銘柄、量目、荷造り等について検査結果を検査機関が報告するというので、右の方でございます1カ月のものを翌月の3日までに報告する。その結果を踏まえて、国はその翌月の月末までに公表するといった形で今やっているところでございます。

また、その下の小豆、いんげん等につきましても同様に月に1回検査結果を報告いただいて、翌月の10日までに報告をいただいて国として公表しているといったところでございます。また、真ん中にごございますけれども、米等につきましては、水分含有率についても測定をしてございます。こちらにつきましては、1年分を年1回報告いただくという形になってございますが、その表の少し上の方に書いてございますけれども、この水分含有率につきましては、結果の公表はしていないということで、現行規格で1%の暫定的な加算措置を講じているといったことでございますものですから、流通する米の水分含有率の傾向を把握するためにこの調査を実施させていただいているといったところでございます。

続きまして、10ページ目でございます。農産物検査員による検査精度の向上についてということで、第1回におきましては、検査員による産地品種証明の不備などの現状を確認してほしいといったご意見、それから、問題のある検査があることは確かなので、検査員のレベルアップや各県での横の目合わせが必要ではないかといったご意見をいただいております。

まず、実態につきましてですけれども、2の現場の声ということでアンケート結果について記載をさせていただいております。登録検査機関へのアンケートで回答のあった1,222のうち約400機関——3割強でございますけれども——のところで検査結果に関してクレームを受けたことがあるとの回答がございます。その主な理由といたしまして、検査の等級と品質が一致しないというのが99機関、約8%、また、品種の混入があるというのは29機関、2.4%といったような回答があるという状況でございます。

また、別の調査結果ということで3番のところに検査証明の不備等の状況ということでございますけれども、全国米穀販売事業共済協同組合のほうで29年の11月から12月に組合員——回答数42でございますけれども——に行ったアンケート結果を集計したものでございます。まず

左の方、検査証明の不備についてということで、こちらについては複数回答でございますけれども、（１）のところ、登録検査機関、検査年月日、検査員の認め印の漏れといったことですか、あるいは（２）にございます年産表示、それから、（５）にございます等級印等の漏れが実態としてはあるといった回答がございます。また、右のほうでございますけれども、銘柄検査におけます証明結果についてということで、（１）のところで異品種の混入はなかったという回答が21ございますけれども、（２）のところでは異品種の混入があったというのは4つほど回答があるといったような状況がございます。

さらに、その下の品位検査における格付結果についてということで、（２）のところがございますけれども、総体的に見ておおむね妥当であるけれども、一部に妥当でないものがあるといったものが27ということで半数を超えているといったような状況もございます。こういった形で検査結果についていろいろと不備があるのではないかと、実態上もそういう結果が一部出ているといった状況でございますけれども、その下の11ページ目、検査の適切な実施とか精度向上に向けて国などがどのような取り組みをしているのかといったものを整理したものでございます。

各地方農政局等が都道府県ごとに程度統一会というものを開催してございます。具体的にはその下の四角に囲ったところがございますけれども、登録検査機関の参加者ということで、代表的な検査員延べ3,500名の方々に対して各都道府県で2～3回ほど実施をしています。その程度統一会の内容といたしましては、農産物検査法令あるいは規格の習熟、それから、試料の分析、被害粒等や銘柄の判定、こういったものを行っています。右のほうにございます習熟状況の確認ということで、筆記試験ですとか、あるいは実際に鑑定を行って習熟状況が著しく低い方については教育及び訓練を行うよう登録検査機関の長へ通知をするといったことですか、その下の四角のところがございますけれども、実際に程度統一会に参加いただいた指導的な検査員の方々には、検査機関の内部研修などを開催して所属する検査員に対して程度統一会の内容を周知していただく、こういった取組も実施しているところでございます。

また、5のところでございますけれども、不適切な農産物検査に対する国等の取り組みということで、国または都道府県の流通監視部局が登録検査機関に対して巡回立入調査を実施したところ、下に不適切な内容の事例と書いてございますけれども、包装、量目等の誤記載ですとか、記載できない銘柄名の記載、こういった不適切な事例が見受けられたといったことで、これらの不適切な状況が確認された場合には、国は文書指導等の措置を講じることとしているといったところで、こういった形で不適切な検査等が生じないようにいろいろと研修、あるいは

実態の調査、そういった中での改善指導に努めているといった状況でございます。

以上が1つ目の論点に係るものでございまして、続きまして、12ページ目以降、米流通の現状を踏まえた各種制度に関する論点というものでございます。

13ページ目、米流通の現状、中食・外食、消費者との取引における品質基準等についてということで、第1回の資料でも似たような資料を出ささせていただきまして、米流通が多様化しているといったことをご説明させていただいたところでございます。ここでは、実際に多様化する流通の中で、取引の形態によって求められる品質等も異なってきているのではないかとということで少し整理をさせていただいたものでございます。

真ん中よりも上のほう、他段階流通ということで生産者からJA、それから、卸売業者など不特定多数の事業者を経由して行われる取引、こういったものにおきましては、全ての事業者が現物を確認しなくても、等級、格付によって玄米の品質が把握できる農産物規格というのはやはり重視されているのではないかとというふうに考えているところでございます。

ただ一方で、真ん中よりも下にございます農家流通等ということで、農家等から直接消費者あるいは中食・外食事業者等に行く、いわゆる特定事業者間での直接販売のルート、こちらにつきましては、少し求められる品質基準も異なっているのではないかとということで、例えば真ん中にごございます中食・外食向けのものにおきましては、玄米ではなくて精米で販売されるといった実態もございますもので、精米の白度、水分、水浸割粒、砕粒、粉状質粒あるいはおいしさにかかわりますたん白質、アミロース、こういったものの独自基準による取引というものが行われているケースがあるというふうに認識してございます。また、消費者に直接販売されるケースにおきましては、農産物規格は重視されていなくて、精米の食味ですとか、あるいは生産者や生産方法など安心感につながる情報というものが重視されている傾向にあるのではないかとというふうに考えてございます。

具体的には、14ページ目にごございます。こちらにつきましては、私どもが中食・外食事業者あるいは法人の方々、生産者の方々にいろいろと聞き取った事例を整理したものでございます。

中段より上の方、こちらにつきましては、中食・外食事業者からの聞き取りということでございますけれども、4つほど丸が書いてございます。農産物検査の等級に関しては、例えば2等以上であれば問題なく使用できるといった話ですとか、2つ目の丸であれば等級の格差による炊飯後の差は感じないので、等級はなくてもいいということで、農産物検査に対する必要性というのはそれぞれさまざまという状況かと思っております。ただ、いずれもそれ以外のところに書いてございますけれども、精米の品質ということで、白度ですとか水浸割粒ですとか

食味など農産物検査規格に含まれないような品質基準も重視されているといったことであろうかというふうに思っております。

また、中段より下、消費者が求める品質基準ということで1つ目の丸に書いてございます。食味あるいは誰が生産したかといったような安心や信頼につながる情報ですとか、あるいは価格、こういったものが求められるといった中で、2つ目の丸にございます店頭での販売の際には、品種名とか、あるいは農薬等の使用状況などの栽培方法などをポップで紹介する。さらには、一番下にございますけれども、宅配においてもチラシの中でこういった情報を提供するというような話がございました。

また、3つ目の丸につきましては、後ほど話が出てきますけれども、表示に関連して、有機栽培米の生産では、有機の認証制度の中で品種名などを種子で確認しているのに農産物検査を受けないと品種が表示できないと、こういったご意見もあったということで紹介をさせていただきます。

こういった中で、米流通が多様化する中でここでは2つの論点がございます。1つは交付金の交付要件等についてということで、第1回の懇談会におきましては、米の直接販売に取り組む農家が増えてきているという中で、国の補助金あるいは表示の要件を見直してもいいのではないかとご意見がございました。

2のところを書いてございますけれども、実需者からは農産物規格が必ずしも取引上必要とされていないにもかかわらず、国の交付金の交付のためだけに検査を行って、その手数料を負担しているといった実態があるといったご意見がございました。また、それ以外に日本農業法人協会の提言ということで、農産物検査において銘柄設定がされていない場合、品質に見合う交付単価で交付金の支払いを受けられないといったお話もいただいているところでございます。こちらにつきましては、具体的には、はだか麦について新しい品種へ変更を行う場合にも銘柄設定がされた場合には、適切な交付単価での支払いが行われていないといったようなご指摘をいただいております。

具体的には左の下の方でございますけれども、はだか麦のゲタという交付金の交付単価でございますけれども、こちらにつきましては、農産物検査におけます1等、2等という区分と、あとはAからDランクということで下を書いてございますけれども、白度ですとかたん白質の含有量率の違いでAからDの品質区分をしているところでございます。これらに応じてそれぞれの交付単価が決まっているといった状況でございますけれども、仮に農産物検査を受けて、なおかつAとかBとかという比較的高い品質基準を満たすものであっても、品種銘柄の設定が



されていない場合にはDという一番低い交付金単価になっているといった状況もございますものですから、こういったものを少し改善してほしいといったようなご提案もいただいているというところがございます。

それから、16ページ目、最後の論点でございますけれども、袋詰めのお米及び精米の表示要件についてといったことでございます。

こちらにつきましては、第1回の懇談会でもさまざまな意見を頂戴してございます。一番上にございますけれども、一定の条件のものについては検査による証明がなくても表示を認めるとしてもよいのではないかとのご意見ですとか、あるいは2つ目、情報が少ない消費者にとっては、全てのお米に3点セットの表示ができることが望ましいといったご意見もございました。一方で、農産物検査による証明は精米表示を担保する上で重要な役割を果たしている。また、未検査米が大量に流通すると、米の信頼性の低下あるいは価格や流通に混乱が生じることが懸念されるといったお話ですとか、消費者にデメリットがないようにしていくべきだといったようなご意見もあったところがございます。

2の現場の声ということで、こちらにつきましても検査を受けなくても表示を可能とするといったご意見がある一方で、やはり未検査米の流通が増加することでいろいろと問題が生じるのではないかと懸念の声もあるといった両方の意見を掲げさせていただいているところがございます。

そういった中で、1つは未検査米についてお話がありましたものですから、未検査米の現状というものを3のところに記載してございます。主食用米、加工用米の生産数量から農産物検査数量を差し引いた未検査米、Dのところがございますけれども、約273万トンある。このうち農家消費、無償譲渡も含まれますけれども、これらを除いた農家消費を除く未検査米というのは約123万トン程度あるのかなというふうに考えてございます。これらにつきましては、※印に書いてございます第三者による品位等の証明が必要でないインターネットや直売所での販売、それから、知人への有償譲渡、中食・外食事業者への販売など主に直接取引が中心であるというふうに考えられるところがございます。

次に、17ページ目でございます。表示に関して前回いろいろとお話もございましたものから、現在のルールについて少し資料を整理させていただいております。

1つは食品表示基準ということで内閣府令で定まっているものでございますけれども、1つ目のポツ、農産物の表示の一般的なルール、こちらにつきましては、名称、それから、原産地が義務表示ということで、品種ですとか産年といったほかの事項につきましては品目により一

定のルールはあるものの、生産者が事実に基づき任意で表示をするというのが一般的なルールでございます。一方で、米のものにつきましては少し違ってきているということで、消費者向けの容器包装入り精米・玄米、こちらにつきましては、農産物検査による証明に基づいて、産地、品種、産年、いわゆる3点セットと呼んでございますけれども、これを表示することになってございます。また、産地につきましては、検査証明がない場合には国内産、それから、米トレサ法により産地が伝達されていれば産地未検査というものを併記した上で表示が可能という形になってございます。

なお、容器包装以外、例えばポップですとか値札などへ産地、品種、産年を表示する場合は、農産物検査による証明がなくても可能ということになってございます。また、任意で表示が可能である場合でも、品種を偽って記載するといった表示の偽装は食品表示法等により禁止されているといった状況でございます。

それから、米トレサ法でございます。こちらにつきましては、米を販売する全ての者に対しまして取引等の記録の作成・保存ということで、下にございます品種、産地、数量等々を作成・保存する。産地情報の伝達に係る義務を設定しているということで、伝達方法につきましては、左の下にございます伝票ですとか容器包装への記載等により伝達を行うという仕組みになっているところでございます。

18ページ目、19ページ目、最後でございますけれども、こういった状況を少し整理したものでございます。上は現行制度ということで、表の一番下にございますけれども、野菜などにつきましては、産地は表示が義務でございますけれども、一方で、品種、産年につきましては任意で表示が可能ということでございます。米につきましては、いろいろと用途によっても違ってきているところでございますけれども、消費者向けの中で容器包装、袋詰めの精米・玄米につきましては、1つは農産物検査で産地、品種、産年が証明されているもの、こちらにつきましてはいずれも表示が義務という形になってございまして、その下の19ページ目の左の上でございます袋の一括表示欄というところに単一原料米で何々県産、品種、それから、産年というものを表示しなければならないという形になっているところでございます。

一方で、18ページ目の上に戻りますけれども、2つ目の項目にございます単一原料のものでも産地、品種、産年のいずれかの証明が得られていないということで、先ほども話がありましたけれども、新しい品種とかで銘柄設定されていないというようなもの、こういったものにつきましては、単一原料米という表示ができないということで、産地については国内産の表示あるいは米トレサ等に応じて〇〇県（産地未検査）という表示が可能でございますけれども、品

種とか産年、こちらにつきましては証明が得られたもののみ任意で表示可能ということで、この具体的な例につきましては19ページ目の右の上のほうに書いてございます。単一原料のものであっても、こうした場合については複数原料米ということで表示をするということで、国内産あるいは米トレサで伝達されている場合には〇〇県（産地未検査）といった形での表示になるといったところでございます。

また18ページ目の真ん中に戻りますけれども、未検査の場合でございます。こちらにつきましては、産地は表示されますけれども、品種、産年については表示がしてはならないということになってございます。これも19ページ目の一番下に例として記載を書いてございますけれども、産地については国内産あるいは〇〇県（産地未検査）という表示でございまして、品種、産年については表示できない。なお、欄外においては商品名や事実に基づく表示を記載することが可能といったところでございます。

これが袋詰め精米、検査を受けているか否かによって記載の方法が変わってきているという状況でございますし、18ページ目、真ん中より下にございますけれども、逆に容器包装がないばら売りのものですか、あるいは消費者向けではない中食・外食事業者向け、こちらにつきましては、検査をしているものあるいはしていないものにかかわらず、産地については表示が義務でございまして、品種、産年については任意で表示可能という形になってございます。また、容器包装以外に表示するポップですとか値札につきましても、これについてはいずれも任意で表示可能ということで、どこ向けなのかあるいはいわゆる形態等に応じて表示の記載内容が変わっているというのが米の表示に関する現状だということでございます。

長くなりましたけれども、以上でございます。

○高木座長 それでは、これからは非常に多岐にわたる論点ですけれども、その論点ごとにご議論をお願いしたいと思います。

初めは、資料5ページです。穀粒判別器についてからお願いしたいと思います。また先程のデモンストレーションの測定結果も配られておりますので、これも参考にしながらご議論いただければと思います。

山本さん。

○山本委員 全農、山本です。

穀粒判別器の件は第1回で発言もさせていただいたんですけれども、機械化による検査の合理化については、これ全く否定するものではないという発言をさせていただきました。その上で機器が導入されても先程の話にもあったように、まだ目視でやる必要がある場合、一方で目

視で今までどおりやって、新たに機器が導入されたから機器でもやると、これは合理化とは逆の方向に行ってしまうので、機器を入れることによって何か合理化になるような対応をもって機械化が一部できるのではないかと考えています。

例えば先程もちよっと話があったんですけれども、目視でやる検査は、今50袋に対して15の試料をとって、その15の試料を一つ一つ目視で検査しているが、この15の試料を例えば1つの試料にまとめて、それを目視で1回、機器で1回とできるのであれば、これは機器が補完する意味でも導入して合理化へつながっていくと、機器を入れることによって合理化につながらないようであってはダメなので、そういった対応が併せて必要になってくるんじゃないかと考えております。

○高木座長 ほかにいかがでしょうか。

私から、各会社の機種で若干の違いがありますよね。これはどういうふうに読めばいいんですか。

○内田米麦流通加工対策室長 委員の方々にはお配りしてございますけれども、項目によっては揃っているものや、一部違っているものがある状況がございます。実は、穀粒判別器につきましては平成26年から開発をして、各社の中で精度ができるだけ揃うように今はまだ取り組みをしているところでございます。そのため、さらに引き続きできるだけ揃うように改善を進めていきたいと思っているところでございます。

ただ、ここに書いていますデータにつきましては、例えば死米で3社によって0.2、0.3、0.4ということで少しずつ違っているところはございますけれども、死米の1等の基準については7%という形になっているところでございます。ここの数値の若干の違いは等級の鑑定にそれほど影響がないのかなと考えているところでございます。

○高木座長 要するに、この機械は皆合格ラインに達したと思っているのか、まだ達していないのか。

○内田米麦流通加工対策室長 かなり精度としては高まってきているところでございますけれども、仮に機器で検査をする方向になった場合には、技術的にはもう少し検証は引き続きしていかなければいけないのかなと考えているところでございます。

また、先程山本委員から話がありました効率化に向けて、機器の導入に当たってサンプルの取り方とか検討していく必要があるのではないかとお話しもいただいておりますので、導入するに当たってどのようなことを詰めていかなければいけないのか、技術的によく検討はしていきたいと思っているところでございます。

○高木座長 三橋さん。

○三橋委員 山本委員のおっしゃっているとおりだと思いますけれども、実態として全ての検査項目に対応できないので、コストや利用方法も含めてどのような活用ができるか、活用すべきか検討していただきたいと思いますが、例えばここで項目を見ていて、胴割粒が実際測定器では出てくるわけですね。これは今の農産物検査規格の中には入っていないわけですが、一方で、胴割粒については知りたいと要望も強いと思います。ですから、参考値として出すのか、どのような形で出すのかわかりませんが、機器を使うことによってそれが効率的に出せるのであれば、活用の方法はあるような気がいたします。

○高木座長 ほかにいかがですか。森さん。

○森委員 日本生協連の森でございます。

機器によって少し値が違っているものもありましたけれども、例えば全国の農産物の検査場で機器を導入した場合に、その機器の精度の担保をメーカーでは1年に1回、機器のキャリブレーションとか更新とか行われると思いますけれども、どこの検査場でも同じ精度の機械が担保できるよう何か国のほうから指針とか出るのでしょうか。

○内田米麦流通加工対策室長 そこはまだ決まっていないのが実情でございますけれども、機器のメーカーごとにいろいろと精度の確認はされているところでございますし、併せて別途何か国なり公的のところでもその精度の確認をする必要があるのかも含めて技術的な観点の検討は必要なのかなと思っているところでございます。

○高木座長 これは、粒は絶対値が書いてあるものは検証できると思います。サタケさんは粒がないが、これはできるのですか。

○株式会社サタケ できます。

○高木座長 できるね。だから、例えば胴割粒で言えばケットさんが19粒、静岡製機だと18粒だと。これは後で手間がかかるけれども、数えればどっちが正しいか判るのではないか。

○内田米麦流通加工対策室長 サタケさんのものも全体の合計の粒数はありますので、それぞれの比率によって実際の粒数は、そこは把握できるという形になってございます。

○高木座長 もうちょっとだな。

それでは、穀粒判別器についてはよろしいですか。夏目さん。

○夏目委員 先程のデモンストレーションと、そして、その結果を見てもやはり機器のメーカ

一によって多少のばらつきはあるのがわかったわけですので、このような新しい機器を導入する時は、やっぱり精度をどこまで担保にするのか、統一されたものがないとなかなか難しいのではないかなと思います。一方でアンケートにおきまして、かなり穀粒判別器等の測定機器の導入を進めるべきだと回答は高いものがございますので、現状でいいとは皆さん思っ  
ていらっしゃらないですね。

したがいまして、機器のメーカーにも頑張ってもらって、より正確な数値が出るような機器開発を引き続きやっていただくと同時に、やはり国のほうでもガイドラインなり指針を設けて使えるようにしていくことが大事ではないかなと思います。そして、これが検査業務の効率化にどのようなつながっていくかの観点が必要ではないかなと思った次第でございます。

○高木座長 ほかにいかがですか。

特にないようでしたら、穀粒判別器はその程度にしまして、三橋さんのお話にも関連しますが、次の資料で言うと6ページの規格の項目の追加についてご意見をいただきたいと思います。

やっぱり三橋さんのところは胴割粒の項目があったほうがいいものですか。

○三橋委員 実際に精米を行うに当たっては、それが歩留まりに影響を与えることですから、結局採算にも影響を与えるため、非常に興味ある項目であることは間違いのない事実です。ですから、それはある程度わかっているほうがありがたいと思います。

○高木座長 山本さん。

○山本委員 私どももこの胴割粒が取引した後、クレームとして返ってくることを考えると、非常に重要な項目だと考えます。ただ、胴割れは程度によってクレームになるものと軽微なものがあるため、検査の項目の一つとして何か基準を設けるのであれば、どこに線引きをするか非常に大事だと思います。ここで粒数が19粒なり18粒なりある程度同じような結果が出ているんですけども、この19粒が本当にクレームに行くものなのか、粒によっても程度は違うと思いますので、仮に検査の規格にするのであれば、検証が非常に重要になってくると思います。

○高木座長 ほかにいかがでしょうか。夏目さん。

○夏目委員 3社には胴割粒の検査結果が出ておりましたけれども、従前の機器には胴割粒のデータは出てくるのでしょうか。

○内田米麦流通加工対策室長 従来の機器においても胴割粒のデータは出てきます。ただ、今回新しく開発をして、そこの精度も今回のほうが上がっている状況にはあると考えているところでございます。

○夏目委員 ありがとうございます。質問させていただいたのは、6ページの資料で見ますと、実需・流通サイドで胴割粒も挙がっておりますし、今お話が出てきた精米の歩留まりのところでは胴割粒が挙がってきていますけれども、これがお米の品質・品位にどのように影響があって、つまり消費者にとって胴割粒とはどのような影響を与えているのか、もう一度確認させていただきたいと思いますので、ご説明いただければと思います。

○内田米麦流通加工対策室長 実際に胴割粒は、1つは歩留まりで精米をする時に壊れたりする状況や、あるいは炊飯をする上でも食味（品質）に少し影響が出てくる場合があると認識しております。

○高木座長 市川さん。

○市川委員 大戸屋ホールディングス、市川でございます。

弊社はお客様においしいご飯を食べていただくことを基本にお米を選んでいきます。今の夏目委員の胴割粒はどのように消費者が感じるかと言いますと、業界では一般的に中米と呼ばれるもので、米の粒が割れて形状が違うものです。そうすると、口の中に入った時に食感としてあまりよくないと感じます。ですから、我々は供給元のお取引様に除去して納品していただいております。ちなみに当社はAW820とRN600の機械を使わせていただきまして、月に1回測定をして、まずはベロメーター、いわゆる弊社の商品開発の人間が3人試食をして、おいしいと確認したうえで、裏づけとして機械での検査をしている状況です。

以上です。

○高木座長 いいですか、夏目さん。

○夏目委員 そういたしますと、実際消費者のところへ届くお米は、この胴割粒はもうほとんど入っていないと判断してもよろしいでしょうか。

○市川委員 職業柄、日本中を回りまして試食をしております。特に米の作柄の悪い年度またはお米の供給が難しい地域、具体的には例えば、沖縄県で朝のビジネスホテルのビュッフェ等で出てくる米で10軒ほどホテルを回っていますけれども、極端に中米が出ているホテルもありますし、逆にそうでもないホテルもあります。年度によっては航空系のかなりレベルの高い店舗でも中米が出ていることもあります。これはもうそれぞれの企業様の方針またはその辺に携わっている方の考えですので、消費者としてはそのようなところを選ばない判断をすることになると思います。

以上です。

○高木座長 どうぞ、齋藤さん。

○齋藤委員 今説明されているのは、中米、いわゆるくず米の上を上げたもののお話ですが、胴割粒はごく一般のお米にほとんど入っています。その中で問題になるのは機械の損耗による胴割れ、線が2本とか3本とか縦に割れるようなものがいっぱい入っていると、これは格落ちの理由にします。通常は丸い粒の芯が乾燥のときにぴりっとひびの行く症状がありますが、一般的に100%どの米にも入っております。ただ、これが割れるかどうかを私たち検査員は、パーラー（簡易とう精機）で一旦精米してどのぐらい割れるか確認して等級をつけることを常日頃から多分全国の検査員は行っていると思います。

この胴割粒を検査の例えばパーセントで厳格にやるとなると、被害粒となるため、確実に割れているのか割れないのかを検証する必要があると思います。一般的に簡易とう精機でやるしかならないと思うんですけども、現場でそれを全部やれとなると大変な苦勞が出てくるし、この機器をうちも前の型を持っているんですけども、なかなか胴割れが真面目な機器で、ちょっとでもひびが行っていると全部胴割粒にカウントされて、ぼろぼろな結果が出てなかなか使い物にならないので、実は検査では使っておりません。ただ、整粒も出るものですから、その参考のために使わせてもらっていますけれども、今回この統一機器が出ることによって、胴割れの粒数をある程度芯のひびはセーフとなるように統一がされるのであれば現場で使っても支障はないかなと思いますけれども、通常は目で見ただけが多分検査は早いと思います。

先程のように今はどんどん規模が大きくなってしまっていて、1ロットが500袋とかその程度の検査を常日頃やるようにしています。そうすると、数はランダムなロットから32検体を取りまして、盆に並べて、それを斉一性があるかどうかまず確認するが、それを全部まぜてしまうと、例えばもみがついているものとか部分的に例えばカメムシの被害粒が多い個体がなかなかわからないものですから、そういうランダムに32という数を見て、それで評価するという業務をしておりますけれども、胴割れの基準はいくつでしたか。

○内田米麦流通加工対策室長 現行では基準はなくて、資料の5ページ目をご覧くださいければと思いますけれども、胴割れにつきましては、資料の5ページ目の下の表のところの真ん中にございます計、こちらに被害粒とか死米とかいくつかありますが、この中に含まれており、単独での規格は今ない状況でございます。

○齋藤委員 胴割れで格落ちとなると、例えば水がかかって再乾燥したものとかはばりばり割れますので、そういうものは規格外で落ちますけれども、三橋さんがおっしゃっているような歩留まりに影響があるような胴割れは本当に好ましくないだろうと思います。基準としてやるのであれば、芯だけ、そして、表面はつるんとした整粒でカウントできるものもあることも一



応頭の中に入れて検討していただければと思います。

以上です。

○高木座長 検査規格の項目の追加について、ほかにご意見はありませんか。

ないようでしたら、次の着色粒の基準に移りたいと思います。ここは説明でもあったように何かいろいろなご意見があるようですが、ご質問、ご意見をお願いいたします。

○三橋委員 着色粒について、1等米の規格と、それから、私どもが精米で実際に製品として販売している規格、この2つのサンプルを作ってみました。1等米ですと、正式には玄米ですけども、これは白米にしたものですが、0.1%以下ということで、私どもの規格は0.0以下というか、これ0.04%のことですけども、委員の方に見ていただいて、どのぐらいの違いがあるかご覧いただきながらちょっと意見を述べさせていただきます。現行の規格の緩和や廃止は、やっぱりそのもたらす影響をよく精査していただきたいなと考えています。無農薬で栽培された場合の着色粒の混入率の上昇が一体どのぐらいになるのか、消費者が認める混入率はどのぐらいなのか、そして、その実現のための作業、例えば色彩選別機的能力ですけども、それがどのぐらいのコストですとか手間ですとか時間等が必要なのかも含めて把握すべきじゃないかなと思います。

昭和49年から変わらない着色粒に関する検査規格のもとで、精米工場で能力の向上した色彩選別機にかけても、前回提出のあったアンケート結果にもありましたようにクレームが少くないのが実態だと思います。ですから、現在の消費者の求めているレベルは非常に高いので、現実的には緩和することについてはかなり困難が伴うような気がいたします。また、そのことが米の流通に対する評価を下げて、価格の低下やさらなる消費の減退につながらないかを心配しております。一部、2等であれば使えるようなご意見が掲載されておりますけれども、全体の流通を踏まえてその点は判断していただきたいなと思います。

今、回覧して見ていただいておりますけど、0.1%の規格の中で見られる着色粒はそんなに多くないです。それを0.04%にしてどのぐらいになるのかも見ていただいておりますけれども、その差はそんなにべらぼうに大きいわけではないです。それでも色彩選別機を使って除去するのは、それなりの手間がかかるうえ、必ず取れる保障はないレベルの状況です。ですから、そのような実態も踏まえてご判断していただきたいなと思います。

以上でございます。

○高木座長 緩和のご意見はないですか。森さん。

○森委員 日本生協連の森でございます。

緩和ではないですけれども、先程の穀粒判別器の件とも重なりますが、私どもの生協のお米を製造していただいている精米工場のところでの受入検査では、1等米であっても穀粒判別器で計測すると0.2%となるケースが全然ないわけではありません。ですから、1等米は0.1基準ですけれども、実際に入荷したものは0.2と。1等じゃないから返品とはなりませんので、0.2でも受け入れをしているのは実態としてはあります。ですから、穀粒判別器をもって行う場合に0.1と決めた時には、ちょっと現行と齟齬が出るかなと思います。

○高木座長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、次の検査関係事務の効率化。資料では9ページ以下になりますが、これについては前日も齋藤委員からご発言がありました。資料は齋藤委員並びに山本委員から提出されているので、順次ご発言をお願いしたいと思います。

○齋藤委員 齋藤でございます。

検査関係事務の効率化で、まず、検査までの手続が煩雑であり、まず検査場所登録を少し改善していただきたいなと思っているのは、業務規程変更によって検査場所を追加指定しなければならなくて、写真を撮ってその場所の使用許諾書なんかを準備して事前に規程の変更届けを出して、今は県庁ですけれども、県庁のほうから承認をとらないと検査ができないことになっております。この辺、もう少し簡単に、また、最近は大規模な農業者がどんどん多くなってきておりますので、例えばフレコン検査で検査場所の指定をぜひお願いしたいとの要望もいっぱい来ておりますので、その辺、改善にならないか。

それから、銘柄でございますけれども、銘柄認定、私の山形のほうは年1回意見を聞いて審査しますけれども、なかなか農協のほうで大量に作るような要請でも出さない限り、特別な品種の新規の登録はなかなか認めていただけないので、同じ方が3年も4年も出し続けて、結局諦めた事例もいっぱいありますので、ちょっとその辺どうなのか。

その真逆の話で今度は新品種大フィーバーになっておりまして、我々検査員もぼちぼちわからなくなっております。農閑期であれば毎月検査員研修としていろんな品種を本当にクイズじゃないですけれども、100%当てるため、どんどんデビューする品種を盆に出して、研修をやっていますけれども、非常に同じような系統の品種で、ほとんど差異がないようなものを当てなければなりません。そして、我々検査員が銘柄の証明をするわけですので、非常に神経も使うし、100%当てたい気持ちでみんな臨んでいますけれども、なかなか最近の品種、極端な品種はすぐわかりますけれども、逆にひとめぼれ、あきたこまち、はえぬきは、同じような兄弟

みたいなので形質も非常に似て、それから、最近の異常気象で天候によっては本当に別の品種に見えるような状態まであって、本当にこれがこの品種なのかと不安の中で検査、等級をつけるのが最近の現実ですので、海外ではこんな品種、何百何千とあるようなところはどこにもないので、この辺ももう少し冷静に議論をそろそろ始める時期に入っているのではないかと考えます。

それから、作付の証明は、共済組合の水稲共済の野帳を提出することによって確認しておりますが、毎年作付状況は変わりますので、毎年それを集めて確認しております。この作業だけで大変な労力を使っているところなので、これも何とかしていただきたいと。

それから、検査の委任状は、事前に検査数量の申し込み数量を記載しますが、これもオーバーしてその申し込み以上のものを検査すると監査に引っかかりますので、以上のものを書いていただいて受け付けするわけのわからない状況が続いております。これはもう検査が始まった時からこんな状態で、もう15年もこんなことをやっていますけれども、その辺、少しは改善にならないか。今度は受付簿がありまして、この受付簿自体が業務規程で定めるようになっていますが、結局業務規程なんて横並びで、このようなものを整備しなさいという中で作っているものですから、結局我々事業者として全く不要な書類を作って保管して、監査のチェックリストとしてただ作るだけです。非常に手間もかかるし面倒くさいので、勘弁していただきたいと思っております。

それから、検査、これは実はすごい歴史があって、官の時代から悶々と引き継がれてきておりますので、一つ一つが非常に何か合理性があります。基準さえ皆さんから議論いただいているような数値を入れてもらえば、検査員はそれに伴って検査は十分できると考えます。

ただ、飼料用米は重量を確認すれば補助金の対象米穀になるからと検査業務が増えている。これも数量を確認すればいいので、それだったら納品伝票とか売り買い、当然飼料米を食う人はいないし、販売先もあるわけですので、その数量の確認をもって証明とするとか何らかの緩和策をしないと、もう業務だけがどんどん増えて、本来の米の検査に当たるのは量としては非常に売り上げも伸びていいけれども、いかがなものかと考えます。

それから、報告書のほうです。これが一番で、1号、2号は毎月、以前は月2回の提出でしたけれども、現在は月1回、月末締め翌月3日ですけれども、3日は土日を挟むと月曜日ですから、非常にこの土日がある中での3日目の県への提出は困っております。できれば7日ぐらいをめどに時間をいただければありがたいです。

それから、様式第3号、この一番後ろのほうに書いてありますが、これが年1回、水分の分

布をあらわす表ですけれども、これは水分15%から当分の間プラス1%を確認するための資料だそうだけれども、その確認のためだけに全国の検査機関がこれ全ての検査した数量のパーセント及びキログラムで表現して年1回、4月の中旬頃に提出しております。システムで出るので実際わけではないですけれども、手でまだやっている検査機関もまだまだいっぱいあると思いますので、あまり利用する確率の少ない文書は提出をぼちぼち免除していただきたいと考えます。

以上です。

○山本委員 全農のほうからも資料3をご提出させていただきまして、その資料3の裏側をご覧ください。

今回の事務効率化について、検査員の事務が煩雑になっており、1点目が要は様式報告関係の事務負担の軽減の観点と、もう一点は検査手法・方法の効率化を、お願いをしたいと思っています。

1点目の事務負担の軽減の1つ目のアとあります検査請求様式の簡素化、これにつきましては、生産者が登録検査機関に出す検査請求書、後ろについていますけれども、それは生産者が記入困難な項目があると。もう一枚の紙をご覧くださいますと、検査請求書とあって、特に検査手数料額のところが恐らくこれ以前の様式からずっと引き続いて残っていますが、なかなか生産者はここが書きにくくて、結果的に検査員が事務代行するような、代理記入するようなことにつながっているので、必要なればこういう項目は外していただきたいということ。

それと、イの（ア）と（イ）は先ほど齋藤委員からありました最後の報告書の関係なので、これは重複するので、JAグループからも同じ意見が上がっているのをお願いしたいと思いません。

検査方法の効率化ですが、1つ目にカントリーエレベーターでの検査です。基本はフレコン詰めをして出荷するわけですが、中にはフレコンと個体、両方要望が上がって、その場合、フレコンはカントリーから抽出する際に試料を取って検査すると。同じものを袋詰めしていますけれども、個体はやっぱり1個1個抜かなければならないことになっているので、できればこのようなケースの場合、最初にカントリーから抜いた試料で個体も同じ格付ができるように見直していただけないかが1点です。

2点目の個人調製フレコンの場合です。ばら検査と個体検査があって、ばら検査は非常に手間暇をかけて行いますが、個体検査は1個1個行いますけれども、1個の検査については割と簡易でございます。個人調製フレコンは、基本的にはばらの認識なので、カントリーで試料を

1個取って、これに1つの時間をかけるのではなくて、個体で出荷されてくるけれども、それをカントリーの手間暇と同じだけ時間をかけてやることになっているので、この個人調製フレコンで持ち込まれた場合は、これはもう個体検査のほうが恐らく楽だろうと。一つ一つ刺しを入れて抜くという方向で、個体検査と同じような検査手法に見直しをしていただけないかというところでございます。

以上、2点でございます。

○高木座長 ただいまの両委員のご説明につきまして、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

これはよく当局で考えてください。

○内田米麦流通加工対策室長 いろいろ多岐にわたるご意見をいただきましたので、また後日改めて整理して回答させていただきたいと思っておりますけれども、特に両委員から報告期日なり報告の内容についてご意見をいただきましたので、しばらく見直しをしていないところもあるので、改めて必要性を含めてよく検討した上で、できるだけ効率化につながるように検討はしていきたいと思っておりますので、また改めてご報告をさせていただきます。

○高木座長 それでは、次に農産物検査員の検査精度の向上について山本さんから資料が出ていますので、お願いします。

○山本委員 前回もいろいろ到着したものが検査をされたものだけでも、非常にクレームにつながるようなものがあるということで、私どもが行っております検査精度の向上の取り組み、これを資料3の表側でご報告させていただきます。

まず、1、適正な検査に関する取り組み内容について、私どもの検査は登録検査機関、これはJA単位で検査員が所属しております、県域に検査協議会なり全国域に全国検査協議会があります。各JA、いわゆる登録検査機関で行っていることについては、1つは技術向上対策として繁忙期前、検査のとき以外にも先ほど齋藤委員からもありましたが、定期的に試料を鑑定する鑑定会というのを実施しております。さらに、JAは検査員間のばらつきを防ぐため、検査開始時に当年産の品質等の特徴、毎年毎年米の特徴は違うものですから、検査前にはしっかり最初に取れた試料をもって検査員全員で確認する目合わせ会などを実施しています。

さらには法令遵守等のため、関係諸法令なり業務規程の遵守については周知徹底している。これは先程の鑑定会なり目合わせ会なり別途研修会を設けてやっております。その上に検査員、検査補助員に検査証明の記載漏れや押印漏れがないよう検査前には周知徹底や研修なども含めた取り組みをしています。

県域でも同じような取り組みをしているわけですが、登録検査機関の指導や検査員の養成として、初任者に対する養成研修もしくは検査業務の指導者となる指導的検査員の養成研修などを行っております。

さらに、全国検査機関では、JAの検査員を対象として指導的検査員養成研究をみずから開催するとともに、県が実施するそういった研修への講師派遣もしくはJAにおける指導者の養成なんかを支援しています。それと、全国協議会においては各県の代表的な検査員を対象に検査技術を競い合う競技会を開催しております。それに全国協議会の指導員も検査期間中に適宜検査場所を巡回して検査員の指導させていただいている。その上で検査証明の記載漏れ、押印漏れがないよう、検査が始まる前にしっかりと文書で登録検査機関に周知徹底の取り組みをして、できるだけ検査精度を上げることをやっておりますので、何とぞご理解をいただきたいと。これからも技術向上に邁進してまいりたいと考えています。

以上です。

○高木座長 ありがとうございます。

ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

○大谷委員 わらべや日洋の大谷でございます。

今、検査員の向上でいろんな取り組みをしていただいているとのことでしたが、前回の会議の時にもちょっと触れさせていただきましたが、我々も必要とするお米を指定して購入しているわけですが、そうでないようなものもたまに入ってきてしまうような事例もございまして、この検査員に関しまして、資料1でございませぬか、11ページの真ん中のところに書いておりますけれども、30年度統一会の内容で、代表的な検査員の参加でいろんなことをやられていることとございませぬけれども、以前ちょっとお話を聞いたところ、検査員というのは、1万数千名でしたか、1万7,000名でしたか、ちょっとうっすら覚えで申しわけありませんが、その中で3,500名というようなこととございまして、この方々がそのほかの検査員の方々に指導するのでしょうかけれども、そのような形で本当に必要となる研修ができていますか非常に疑問として思っておりますし、もう一つは車の免許じゃありませんけれども、車の免許は更新するじゃないですか。これ免許を持たれた方は、もう一生ずっと持たれるのかどうかちょっとわかりませぬけれども、そういうような更新をするときの状況等々も今後検討していただけたらなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○内田米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。

検査員の更新の話もございましたけれども、実際に検査員自体は、一度検査員になればその

まますっと検査員としてやっていくということで、特に何年ごとの更新とかはない状況になってございます。他方で、登録検査機関については5年に1度更新をする仕組みになってございまして、検査に不備があった場合には、登録検査機関に対して改善措置とか業務の停止を命令することができることになってございます。27年からは国が作成する検査員名簿に改善措置命令等を受けた履歴というのも記載して、そこで登録検査機関の更新の際、その改善措置が適切に講じられているかどうか確認もしている状況でございますけれども、いろいろとご指摘いただいていることも踏まえて、研修も含めてどのような対応ができるか、よく検討していきたいと思っております。

○三橋委員 検査につきましては、今既に大谷委員からお話があったようなところで研修をぜひやっていただきたいですが、1つお願いですが、検査等に不備があったような場合ですけれども、この受付窓口みたいなものを設置していただけるとありがたいと思いますので、その点だけお願いいたします。

○高木座長 それでは、ほかにないようでしたら。まだありますか。

○夏目委員 検査についてはどうしても目視に頼らざるを得ないところが大部分でありますので、なかなか100%にはいかないだろうと思います。山本委員からご説明がありましたように、それから、検査員の方の説明があり、農水省からの説明もございまして、改善するための施策はされておりますし、登録検査機関においてもそれぞれがご努力されているのはよくわかりますけれども、でも、限界がやっぱりどこかにあるのかなと思います。

前回にも発言させていただきましたけれども、成分検査があまり取り入れられていない現状もありますので、やっぱりそれはもう少し取り入れる方向に行ってもいいのかなと個人的には思います。皆さんはそれぞれ例えば人間のやることなので100%は無理だとしても、例えばもちろん個人差はあると思いますけれども、平均して登録検査機関としては的中率と言っては何ですけれども、どのぐらいのところに目標を設定されているのでしょうか。こんな質問はちょっとおかしいかもしれませんが、例えば90%くらいを目安にしているとか、そういう設定はないですか。

○内田米麦流通加工対策室長 そのようなことはなく、基本的には全て合うように取り組まれていると認識しているところでございます。

○夏目委員 資料にも出てきていますように、判定をする技術に伴う精度の問題と、それから、10ページにあります資料のように人為的なミス、例えば書類の不備とか記載漏れとか、そのようなものとはちょっと種類が違うと思います。記載ミスのようなものは、気をつけていれば直

るわけですが、技術につきましては、もうこれは日々更新をしてもらわないことにはなかなか改善につながっていかないと思います。その1万人以上いる検査員一人一人の能力を上げるための努力は必要ですが、やはりそれは基本的には検査員を抱えている検査登録機関の役割ではないかなと私は思っています。

○高木座長 よろしいですか。

それでは、次の米流通の現状を踏まえた各種制度に関する論点が残っております。ちょっと当初予定の時刻の4時が間もなく来てしまいますが、まずお諮りしたいのは、15分程度延長させていただくことでよろしゅうございますか。（各委員異議なし）

それからもう一つ、議論の効率化のためにちょっと資料説明を受けただけでも、要するに何を議論してもらいたいかわかりにくい問題意識があまりはっきりしていないように思いますので、改めてどういうところでご意見をいただきたいのかを当局側からはっきり言っていただきたいと思えます。

○堺田穀物課長 それでは、米流通の現状を踏まえた各種制度に関する論点についてでございますけれども、私ども事務局としては、3つの切り口、ポイントでご議論を賜れば幸いと考えてございます。

まず1点目でございますけれども、これは全体論と申し上げたいと思えますけれども、今日の資料1の13ページにありますように米の流通につきましては、不特定多数の事業者の間で時間をかけて転々流通するだけでなく、最近では顔の見える関係に基づいた直接取引も一定割合出てきてございます。そのような流通の多様化の中で全ての取引事業者に対して不特定多数の事業者間の取引を前提としている農産物検査の受検を一律的に求めることが適切かどうか、これはご議論を賜ればと思っております。その関係で、これはまず実需者の委員の方々から今お取引の状況を踏まえて、求める品質の基準であるとかその品質についての業界の動向も含めてご紹介をいただければ幸いと考えております。

大きく2点目でございます。資料は15ページ以降になりますけれども、交付金の交付要件等についてでございます。今ほども申し上げましたように、流通の多様化の中で中食・外食事業者あるいは消費者との直接取引が増えてきてございますけれども、そのような中で取引上は必ずしも玄米の農産物検査が求められていない、精米の品質で取引をするところも国の交付金のためにこの農産物検査を受検している部分があるのではないかと、その部分は負担になっているのではないかと意見がございます。そのようなことを踏まえて、経営所得安定対策等の交付金において検査以外の方法によりまして、先程飼料用米の話もありましたけれども、その数量



が確認できるのであれば、あるいは一定の品質基準を満たしていることが別の手法によって確認できるのであれば交付金の対象とすることも検討していくべきかどうか、この点についてもご議論を賜ればと思います。

大きく3つ目でございます。袋詰めの玄米、それから、精米の表示の要件について、これは16ページ以降に資料がございますが、近年、消費者向けであっても、産地、品種、産年の3点セットの表示について第三者証明が本当に必要かどうか、顔が見える関係での販売、それから、特定のものを対象とした取引が増えてきている。それから、有機や特別栽培など、産地、品種、産年のほかに米の価格を決定する要素がかなり増えてきている。このような中で、今ほど申し上げましたような結びつきのもとで取引しているお米については、この3点セット表示の一律の要件とすることが引き続き必要であろうかどうか、それとも現行のとおり直接販売も含めて全ての流通に農産物検査による証明を求めていくことが適当であろうか、このような観点でご議論いただきたいと思います。

以上、3点でございますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○高木座長 それでは、最初に中食・外食、小売の委員の方々からこの点についてどう見ているか、どう考えているか、それぞれの業界の動向なども踏まえてお話しいただければと思います。

それでは、まず大谷さん、どうですか。

○大谷委員 まず、我々の求める基準でございますけれども、もちろん社内でお米を買おう基準はいろんな形で設けております。昨今、米の取引の仕方が大きく変わってきているような状況でございますけれども、弊社におきまして、今直接産地に伺いまして、顔の見えるお米の取引を、ちょっと始めているような状況でございます。

先程質問の一つとしては、そのような状況であればこの規格は本当に要るのか要らないのかとご質問なのかなと捉えましたけれども、我々としましては、そのようなことが何年も繰り返していくのであれば、顔の見える内容もしっかりとした品質のいいお米として取引ができていくのかなと思いますけれども、やはり顔の見えるお米の購入は、ある程度の期間、今までのような基準があつてこそ購入ができると考えているものですから、当面の間は、我々としてはこの規格は必要と考えております。

以上でございます。

○高木座長 市川さんはどうですか。

○市川委員 弊社の場合は、お米の供給会社様からそれなりに精査したものを納品いただいて

いますし、また、我々の中での品質確認をした上で使わせていただいておりますので、現状の制度そのものについて特に異論はございません。

○高木座長 小売関係の森さんはいかがでしょう。

○森委員 事務局の1点目の論点でいいですね。

○高木座長 はい。

○森委員 適切かどうかちょっと言い切れませんが、消費者の持つ権利の中で情報と選択と安全と関与の4つの大きな権利がありますけれども、これを実現する立場から言いますと、現行の農産物規格・検査を直接消費者が目にするには、一部30キロの玄米袋の販売もありますけれども、普通の家庭精米ですとか中食・外食のところで直接目に触れる機会はほとんどありません。唯一3点セットが産地、銘柄、年産、これが精米袋の表示に引き継がれることですから、それ以外のところについては消費者に情報は届いていないことになります。

ただ、私どものところでは、玄米の品質が精米の品質をほとんど決めてしまうことですから、品質の問題、それから、品質を管理している状態ですね。そのような情報は生協の組合員には伝えてきたつもりです。マンスリーレポートのところでもちょっと項目がいくつかありますけれども、精米購入時に重視する点では、価格、品種、産地、食味、年産、精米年月日、安全性、無洗米、製造販売業者、適量感、販売店、栽培方法その他、こんな感じですが、このうち原料玄米にかかわるものは、品種、産地、年産、これは3点セットですね。それ以外のところでは、食味と安全性と栽培方法、この残りの3点について生協の場合はプライベートブランドですから別の手だてとして、チラシ等でご案内をしていることとなりますけれども、こうした情報が産地から消費地までつながるようなことができれば、消費者にとってもよりよい情報提供ができると思います。

○高木座長 これからは総論だけでなく、各論も交付金の交付要件あるいは袋詰め玄米・精米の表示要件についてもあわせてご意見をいただければと思います。

○山本委員 全農ですけれども、全体のところでこの13ページの表にありますようにいろんな流通が確かにありますけれども、私ども今回の農産物検査の目的がいわゆる玄米を規格取引で行うことが大きな目的の一つですね。そのような意味で、今の玄米における農産物規格については、私どもは今のものを非常に評価していますし、いいのではないかと考えています。ここにある直接消費者に販売されるようなものにつきましても、特に消費者から求められるような食味だとかが果たして規格取引に値する情報としてプラスするのかの検討については、これはやっぱり精米のところの部分だと思いますので、ここは分ける必要があるのかなと考えます。

その上で、このような取引が消費者向けで、先程の交付金の交付要件だとか表示要件のところについては今のルールがあって、その上でいずれも選択肢があると考えているところです。

例えば直接販売するに当たってトresa法がかわりになることも挙げられていますけれども、それは別の方法を入れた時に私どもが一番危惧するのは、最初の意見で申し上げたとおり、大宗が検査米で流通するのは、やはり今の検査の目的にあるように規格取引をイメージしているものであって、そこを緩めたことによってそれががらがらと崩れるようなことになれば、未検査米でもいいとなり、それが流通の中に入ってくることによって、各取引の段階で未検査でもいいけれども、違う規格をそれぞれの取引先ごとに考えていかなければならないような、また違う規格が市場ででき上がってくるのではないか。それは非常に検査現場からしても生産側からしても大変な労力になってくるだろうと思いますので、仮に一つ一つの要件を緩めるにしても、大宗に影響するようなことのないように非常に慎重に検討していただかなければならないと思っています。

以上です。

○高木座長 未検査米は流通するものかな。

○堺田穀物課長 未検査米の流通について、私どもといたしましては、今現在の流通の状況をベースにして、現在の検査制度は基本的に玄米流通するものを前提に置いて、その際の歩留まりが取引の際の重要な情報である。ウエートの的には今玄米で流通しているものが多いわけですが、そこを基本にやっぱり見ていく必要がある。他方、流通の多様化が進んでいる中で、場合によっては産地で精米して直接取引をしているケース、中食・外食の事業者、それから、消費者の皆さん方と直接結びついている流通がある。ここは其中で求めているものを適切に対応していくような仕組みができるかどうか。これはお米全体の流通が混乱とにならないようにしなければいけないのは基本として持ちつつ、今この流通の実態に即した時にどのようなことが必要であろうかとの問題意識のもとでの議論だと思っております。

ですので、流通に混乱が起きるようなことのないようにしていきたい気持ちは大前提として持っていることをお伝えしておきたいと思います。

○夏目委員 消費者にとりまして、産地、品種、産年の3点セットは大きな情報ではあると思います。今までお話があったように、検査は取引に使われることがやはり主目的であって、検査の結果として例えば玄米の等級は実際の精米表示には反映されてこない現実があるわけです。消費者はもちろん玄米で購入する方もいらっしゃいますけれども、全体的にはほとんどが精米で購入をする時に、精米の表示がどうなっているかがとても大事であって、今は精米の表記が

容器包装にされているものとそうでないもの、18ページにさまざまな精米の表示がありますけれども、これを見てももう既にさまざまなバリエーションがあることは現実としてあるので、容器包装の精米だけこのまま厳しくていいのかどうかはやっぱり議論する価値があるだろうし、そうでないところも任意で表示可能ですけれども、任意の裏づけとしてやっぱり消費者が安全を求める時に、ただ顔が見える関係だけで表示の担保ができていいのかはちょっと危ういところがあるのかなと感じています。

○三橋委員 今いろいろなお話がもう既にあると思っておりますけれども、未検査米の流通については、要するに生産者が直接消費者に販売するような場合に表示を認めるべきではないかというようなご意見があるお話だと思います。

これ自体は別に否定するわけではないですが、今までお話がございましたように現行の流通への悪影響がないのかよく検証していただいて、かつて事故米のような事件が発生したこともあったので、そこら辺も発生しないようにするにはどうしたらいいのかも含めてご検討いただきたい。検査を受けることなく、産地、産年、品種の3点セットの表示ができるようになった場合は、そのお米が検査規格による品質の確認を受けたものでないと消費者はきちんと理解して購入するのでしょうか。その点がはっきりしていけないと、検査を受けた米との区別がつかないで米全体の品質や表示に対する疑問や不安を招いて、同じように産地、品種を表示している検査米の品質への信頼を損ねることがないかがやっぱり今我々がやらせていただいている範囲では不安があります。

また、検査規格にこだわりがないと言われている外食の方の発言例が記載されていますけれども、多くの中食や外食産業さんの品質に対する要望は検査規格と関係ないのではなくて、検査規格を満たしたものを前提に検査規格と重なる項目について、それを超える品質を求めたり、それ以外の項目も要望されることが実際多いのではないかと感じています。そのため、検査米とは品質の異なる未検査米が3点セットの表示を同じようにできるようになりますと、検査米も含めた米流通全体が混乱を来す可能性がある。それが価格や販売への悪影響のような、量販店さん等からのDNA分析の要請ですとか未検査米の仕分け管理に伴うコスト等が考えられるのでいろんな悪影響については十分検証していただいた上で、慎重に対応していただきたいなと思っています。少なくとも検査を受けて品質等の証明を受けたことは、きちんと米トレサ法に基づく情報伝達や精米表示の中で明記するようになるべきではないのかなと思います。

また、現行制度の中で消費者伝達が何かできないのか個人的にはしていますけれども、もし可能であれば手法を考えていただけるとありがたいなと思いました。

以上です。

○高木座長 この件でまだご発言、齋藤さんはまだかな。

○齋藤委員 もし風穴をあけるとしたら、この農家直売ルートだろうと思います。実際うちのほうは、例えばふるさと納税とか農家で精米して、そのまま自治体を通して消費者の手元に届けるようなアイテムも最近はネット通販とかいろんな媒体があって、いろんな売り方がされるようになってきています。農家自ら精米して販売する分については何らかの検査に頼らずに消費者の方にきちんとした情報を伝えるような表示ができればありがたいなと考えます。ただ、うちでいろいろなところから集めたものを全部未検査となると、話はまた逆に「本当かよ」という信頼性の問題も出てくるので、ちょっとその辺はやはり検査したほうが無難だろうと思います。

○高木座長 ほかに補充の意見がありましたらお願いします。

最後は短い時間になってしまいましたけれども、大体一通りご意見が出ましたので、今日のところはこの辺で閉めさせていただきますが、次回も予定されておりますので、その時にも追加のご意見がありましたらお願いをしたいと思います。本日の締めにあたりまして、天羽政策統括官からご挨拶をいただきたいと思います。

○天羽政策統括官 今日は時間も延長させていただきまして、熱心かつ現場からの的確なご意見をたくさんいただきまして、まことにありがとうございます。冒頭、遅刻をしてきて申しわけありませんでした。

先程堺田課長からも申し上げましたけれども、本日の論点は大きく2つ、現行の農産物規格・検査に関する論点と今ご議論いただいた各種制度に関する論点と2つあるわけでございますが、特に前半の論点につきましては、かなり具体的にさまざまな観点からのご議論をいただき、まことにありがとうございます。私どもといたしましても、さらに技術的に詰めていかねばならない点が明らかになってきたと考えるわけでございます。また、役所のほうに事務の効率化の観点からさまざまなご指摘をいただきました。長らく見直しをしてこなかったこともあるのかもしれませんが、さまざまに見直しの余地があると感じました。世の中ではBPRだとか事務のデジタル化みたいなことも言われておりますので、今日の時点でできることを役所のほうでまた整理させていただければと思います。

2つ目の各種制度に関する論点のところは、両サイドからご意見を出していただきまして、本当に考えなければいけない、考慮しなければいけない留意点がたくさんあると改めて感じました。両者の点についてできる限りの整理をさせていただいて、また次回ご説明の機会をいた

できればと思います。

今日はどうもありがとうございました。

○内田米麦流通加工対策室長 最後になりますけれども、次回の開催は、できれば年度内に開催したいと考えてございます。詳しくはまた事務的にご連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

では、これで終わらせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

午後4時19分 閉会